

学校保健安全法における学校で予防すべき感染症の取り扱いについて

学校保健安全法19条により校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等のあるときは、政令で定めるところにより出席を停止させることができる。

1. 感染症に罹った場合

下記にある「学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準」にあげた感染症は出席停止扱いになります。ただし、症状により学校医、その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるときは、このかぎりではありません。

2. 本校の手続きについて

- (1) 感染症の診断・報告があった場合は、すぐに保健室まで連絡をする。
- (2) 生徒は、医療機関を受診し下記の感染症の診断が出たら、病院にて罹患証明書又は診断書を医療機関にて記入してもらう。(インフルエンザの場合は不要)
- (3) 担任は生徒が再登校したら、生徒が提出した罹患証明書又は診断書、インフルエンザ罹患報告書を、保健室へ速やかに提出する。
- (4) 今年度より、インフルエンザに限り「インフルエンザ罹患報告書」による手続きも可能となります。ただし、インフルエンザに罹ったと証明できるお薬の説明書を添付できる場合のみとなり、添付できない場合は罹患証明書・診断書が必要となります。

インフルエンザ以外の感染症は、従来通り罹患証明書又は診断書による手続きとなります。

※罹患証明書・インフルエンザ罹患報告書は保健室、PTA 総会資料、または学校ホームページからダウンロードできます。

3. 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 →流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症 手足口病、ウイルス性肝炎など	

第3種の「その他の感染症」とは、学校で流行が起こった場合に、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置を講じることができるものである。